

令和5年4月定例教育委員会次第

日時： 令和5年4月25日（火）  
午前10時～午前11時30分予定  
場所： 犬山市役所4階401会議室

1. 開会

2. 教育長報告  
(前回会議録の承認)

3. 付議事件の審議

第1号議案 犬山城防災対策検討委員会委員の委嘱について (歴史まちづくり課)

第2号議案 犬山市伝統的建造物保存委員会委員の委嘱について (歴史まちづくり課)

第3号議案 犬山市子ども読書活動推進計画策定審議会委員の任命について (文化スポーツ課)

第4号議案 犬山市スポーツ推進委員の委嘱について (文化スポーツ課)

4. 通信及び請願

5. 協議・連絡

(1) 後援名義使用承認に関する報告 (文化スポーツ課) No.1

(2) 令和5年度授業改善犬山プランについて (学校教育課) No.2

(3) 学校訪問計画について (学校教育課) No.3

(4) 令和5年度年間行事計画表について (学校教育課) No.4

(5) 5月・6月行事予定表について (学校教育課) No.5

(6) 教育委員会各課事務分担について (各課) No.6

(7) 犬山市教育振興基本計画について (学校教育課) No.7

(8) 子ども未来園 施設整備10ヶ年計画(改定版)〈令和7年度～令和16年度(10ヶ年)〉  
(子ども未来課) No.8

(9) 犬山市スポーツ表彰審査委員会委員の委嘱について (文化スポーツ課) No.9

(10) 教育支援センターの利用状況について (学校教育課) No.10

(11) いじめ防止に向けて (学校教育課) No.11

6. その他

7. 自由討議

8. 閉会

次回開催日：令和5年5月31日(金)午前10時～ (401会議室)

犬山市教育委員会第1号議案

犬山城防災対策検討委員会委員の委嘱について

犬山市附属機関設置条例第3条及び犬山城管理委員会規則第9条の規定により別紙のとおり委嘱するものである。

令和5年4月25日提出

犬山市教育委員会  
教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、犬山城防災対策検討委員会委員の委嘱をする必要があるからである。

犬山城防災対策検討委員会 委員名簿（案）

任期：令和5年5月1日～令和7年4月30日

職名	氏名	委員区分	所属等	備考
委員	麓 和善	学識経験者	名古屋工業大学名誉教授	新規
委員	西形 達明	学識経験者	関西大学名誉教授	新規
委員	森山 修治	学識経験者	日本大学工学部	新規

(1) 設置について

- ・犬山市附属機関設置条例に基づき犬山城管理委員会を設置する。
- ・犬山城管理委員会の部会的組織として犬山城防災対策検討委員会を置く。
- ・犬山城天守及び史跡犬山城跡の防災、防犯及びその対策に関する事項について調査し、又は審議する。
- ・委嘱期間は委嘱の日から2年とする。
- ・委員会の委員は学識経験者から教育委員会が委嘱する。
- ・犬山城管理委員会規則に基づき、委員会を開催する。
- ・委員会に、委員長及び副委員長を置く。
- ・委員会は委員長が招集する。

(2) 委員会の開催について

- ・年3回程度開催。

(3) 本委員会の女性比率

- ・0%

犬山市教育委員会第2号議案

犬山市伝統的建造物保存委員会委員の委嘱について

犬山市附属機関設置条例第3条及び犬山市伝統的建造物保存委員会規則第2条の規定により別紙のとおり委嘱するものである。

令和5年4月25日提出

犬山市教育委員会  
教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、犬山市伝統的建造物保存委員会委員を委嘱する必要があるからである。

犬山市伝統的建造物保存委員会 委員名簿（案）

任期：令和4年8月1日～令和6年7月31日

職名	氏名	委員区分	所属等	備考
委員	長谷川 良夫	学識経験者	NPO法人犬山城下町を守る会理事長	継続
委員	溝口 正人	学識経験者	名古屋市立大学大学院教授	継続
委員	岩田 敏也	学識経験者	東海工業専門学校講師	継続
委員	梅田 佳知	市民代表	犬山市建築設計事務所協会代表	継続
委員	安田 裕哉	市民代表	本町町内会	継続
委員	栗谷 和男	市民代表	中本町町内会	継続
委員	浅岡 宏司	関係行政団体	愛知県県民文化局文化芸術課文化財室	新規

(1) 設置について

- ・教育委員会の諮問に応じ、伝統的建造物及び伝統的建造物群の保存及び修理に関する事項について調査及び審議するために設置。
- ・委員は犬山市伝統的建造物保存委員会規則第2条に基づき、教育委員会が委嘱する。
- ・委嘱期間は令和4年8月1日～令和6年7月31日。
- ・委員会に会長を置き、委員の互選により定める。

(2) 委員会の開催について

- ・年2回程度開催。

(3) 本委員会の女性比率

- ・0%

犬山市教育委員会第3号議案

犬山市子ども読書活動推進計画策定審議会委員の任命について

犬山市子ども読書活動推進計画策定審議会規則第2条の規定により別紙のとおり任命するものである。

令和5年4月25日提出

犬山市教育委員会  
教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第9条第2項の規定に基づき策定する犬山市子ども読書活動推進計画に関する事項について審議するための委員を任命する必要があるからである。

○任命する犬山市子ども読書活動推進計画策定審議会委員

	氏名	備考
1	笠井 尚	学識経験者 名城大学 人間学部 学部長
2	堀部 篤樹	学識経験者 愛知産業大学 通信教育部建築学科 准教授
3	小幡 章子	学識経験者 名城大学 非常勤講師
4	古川よし子	読み聞かせボランティア団体の代表 どんぐり文庫主宰
5	大藪正恭	市内小学校教職員の代表 犬山西小学校校長
6	間部克敏	市内中学校教職員の代表 南部中学校校長

【任命期間 令和5年4月26日～令和6年4月25日】

(男女比 男性 67%、女性 33%)

1) 設置について

- 犬山市附属機関設置条例(平成28年条例第36号)に基づき設置。
- 委員は教育委員会が任命。
- 委員の定数6名以内。任期1年以内。ただし再任を妨げない。
- 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 犬山市子ども読書活動推進計画策定審議会規則(平成29年3月27日教育委員会規則第14号)に基づき協議会を開催。
- 審議会には会長を置き、会議は会長が招集。

2) 役割

- 子ども読書活動推進計画策定について審議する。

3) 報酬

- 日額7,200円(犬山市の特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例)。
- 委員が地方公務員法に規定する地方公務員の場合、地方公務員法第24条第4項に基づき報酬は無支給とする。
- 委員の旅費については費用弁償を支給。

犬山市教育委員会第4号議案

犬山市スポーツ推進委員の委嘱について

スポーツ基本法第32条及び犬山市スポーツ推進委員設置規則第4条の規定により別紙のとおり委嘱するものである。

令和5年4月25日提出

犬山市教育委員会  
教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、犬山市スポーツ推進委員の委嘱期間満了に伴い、委員を委嘱する必要があるからである。

委嘱する犬山市スポーツ推進委員

No	氏名	年齢	性別	職業	備考
1	とざき ゆみこ 戸崎 裕美子	71	女	無職	再任
2	びとう みつこ 尾藤 美津子	75	女	会社員	再任

※ 年齢は、令和5年4月25日現在  
 委嘱期間は、令和5年5月10日から令和7年5月9日まで

犬山市スポーツ推進委員名簿

(令和5年4月25日現在)

NO	氏名	年齢	性別	委嘱期間
1	仙田逸二	78	男性	令和4年4月1日～令和6年3月31日
2	原正男	67	男性	令和4年4月1日～令和6年3月31日
3	高木隆人	72	男性	令和4年4月14日～令和6年4月13日
4	宮田孝秀	69	男性	令和4年4月1日～令和6年3月31日
5	小島久美子	62	女性	令和4年4月1日～令和6年3月31日
6	奥村建治	61	男性	令和4年4月1日～令和6年3月31日
7	吉野和美	65	男性	令和4年4月1日～令和6年3月31日
8	保浦正幹	60	男性	令和4年4月1日～令和6年3月31日
9	吉原田鶴子	57	女性	令和4年4月1日～令和6年3月31日
10	野呂一彦	67	男性	令和4年4月1日～令和6年3月31日
11	戸崎裕美子	71	女性	令和3年5月10日～令和5年5月9日
12	日比野幸司	63	男性	令和4年4月1日～令和6年3月31日
13	三輪みゆき	63	女性	令和4年4月1日～令和6年3月31日
14	佐橋治彦	60	男性	令和4年4月1日～令和6年3月31日
15	水谷美香	53	女性	令和4年4月1日～令和6年3月31日
16	小島暁子	53	女性	令和4年4月1日～令和6年3月31日
17	伊藤浩申	47	男性	令和4年4月1日～令和6年3月31日
18	松尾信幸	45	男性	令和4年4月1日～令和6年3月31日
19	武内名古	61	女性	令和3年6月22日～令和5年6月21日
20	長谷川康子	65	女性	令和3年6月22日～令和5年6月21日
21	尾藤美津子	75	女性	令和3年5月10日～令和5年5月9日

[男女比率：男性12名（57.1%）、女性9名（42.9%）]

[委員報酬：年額60,000円]

◎ 主な活動

- ・ 全体会議、役員会、委員間の実技研修
- ・ 軽スポーツ講習会、大会
- ・ 市民へのスポーツ指導
- ・ 西尾張、丹葉地区会議
- ・ 全国、東海四県、愛知県、西尾張地区、丹葉地区研修会
- ・ その他事業実施に係る関係者打ち合わせ

◎ 関係法令

スポーツ基本法（平成23年法律第78号）（抄）

（スポーツ推進委員）

第32条 市町村の教育委員会（特定地方公共団体にあつては、その長）は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則（特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則）の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

犬山市スポーツ推進委員設置規則（昭和49年教育委員会告示  
第4号）（抄）

（目的）

第1条 この規則は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条第2項の規定に基づくスポーツ推進委員（以下「委員」という）の職務その他委員に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（職務）

第2条 委員は、住民のスポーツ推進に関し、次の職務を行なう。

- (1) スポーツ推進のための事業の実施に係る連絡調整及び協力を行うこと。
- (2) 住民に対して、スポーツの実技の指導を行なうこと。
- (3) 住民のスポーツ活動の促進のため組織の育成を図ること。
- (4) 前各号に掲げるものの外、住民のスポーツの推進のためこの指導助言を行なうこと。

（定数）

第3条 委員の定数は25名以内とする。

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 教育委員会は前項の規定にかかわらず、特別の事由があるときは、前項の期間中においても委員を解嘱することができる。

3 委員は、再任されることができる。